

自転車乗車用ヘルメットの 購入費用を助成します！



令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。村ではヘルメット購入費の一部を助成します。大切な命を守るため、この機会に是非購入をご検討ください。

頭部のケガは致命傷に直結したり、重い障害が残ることも。
自分の命と家族の笑顔を守るため、大人も子供も
ヘルメットを着用しよう！！

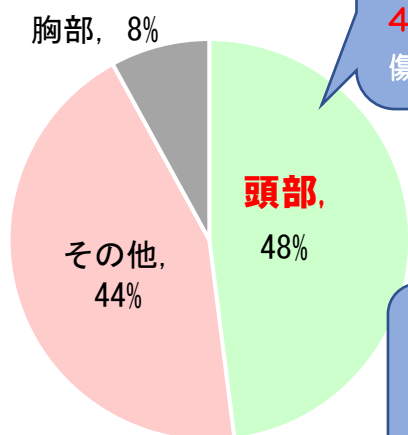
補助額：2,000円（上限額）

※補助対象者1人につき1回まで



長野県内の自転車事故死者の致命傷の部位とヘルメットの被害軽減効果

●死亡事故のけがの部位

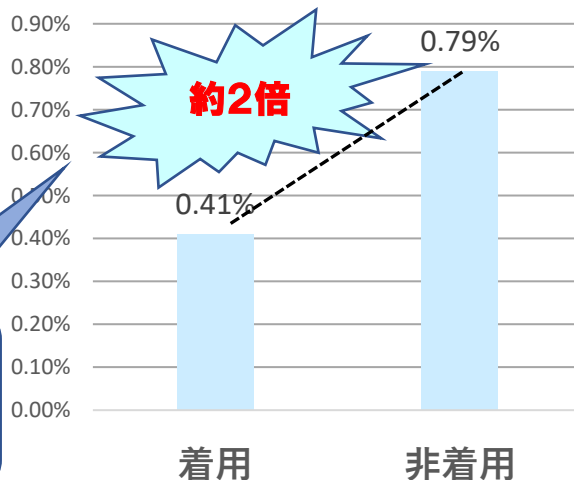


自転車事故で亡く
なられた方の約
48%は頭部を損
傷しています。

ヘルメット非着用
の致死率は着用
の場合の**約2倍**！

過去5年：H30～R4

●ヘルメット着用・非着用の致死率



※致死率とは、死傷者のうち死者の占める割合です

※詳細は裏面をご覧ください。

松川村自転車用ヘルメット購入費補助金

●対象者

次の全てに該当する方

(1) 令和6年3月31日において

①満7歳から満18歳（現在、小学校1年生から高校3年生相当の方）

②満65歳以上の方

*①②に該当する方は、誕生日前でも申請できます。

(注意！この補助は令和6年度まで継続実施しますので、来年度は対象年齢が1年繰り下がります。)

(2) 村税等を滞納していない世帯に属する方

(3) 自転車用ヘルメットを令和6年1月1日以降に村内の販売店で購入した方

(4) 補助金の申請日において村内に住所を有している方

※補助対象者が未成年の場合は、保護者の方が代理申請してください。

※対象者1人につき1つが対象です。

●対象品

自転車に乗車する際に着用する専用品のうち新品であって、次の安全基準に適合するもの
SG（製品安全協会） JCF（日本自転車競技連盟） CE（EU加盟国の安全基準）
GS（ドイツ製品安全法の製品認証） CPSC（アメリカ合衆国消費者製品安全委員会）

●補助対象経費

自転車用ヘルメットの購入に要する経費（消費税、地方消費税含む）

※ポイントなどによる値引きは補助対象経費から除きます。

●補助金の額

補助対象経費のうち2,000円を上限

※補助対象経費が2,000円未満の場合は100円未満切捨て

(例) 購入費用が3,300円(税込) ⇒2,000円補助

購入費用が1,980円(税込) ⇒1,900円補助

●補助金申請方法

令和6年1月4日(木)から令和6年3月22日(金)までに申請書に必要書類を添えて申請してください。

添付書類：安全基準に適合することが分かる書類の写し、購入した商品名、購入価格、購入日及び販売店名の記載された領収書の原本、保証書の写し

※領収書の宛名は未成年は保護者、18歳以上の成年は本人としてください。

※申請書様式は村住民課の窓口にあります。また、村ホームページからダウンロードもできます。